

2021 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第4号に定める公式試合として、2021 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2021 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、グループステージ、プレーオフステージおよびプライムステージから構成される。
- (2) 本大会には、すべての J1 クラブが参加する。ただし、AFC チャンピオンズリーグ プレーオフ（以下「ACLPO」という）および AFC チャンピオンズリーグ グループステージ（以下「ACLS」という）に参加する J1 クラブは、グループステージおよびプレーオフステージの参加を免除され、プライムステージから参加する。
- (3) グループステージおよびプレーオフステージは、以下の定めに従って行う。

- ① グループステージは参加クラブを A～D の 4 つのグループ（1 グループ 4 クラブ）に分け、各グループ内でホーム&アウェイ方式（計 2 試合）2 回戦総当たりとする。グループステージのグループ分けは、以下の表に定める優先順位および適用条件に従い、参加クラブを A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、A の順に各グループに振り分けて決定するものとする。

優先順位	適用クラブ	適用条件
1	ACLPO または ACLS に参加するクラブおよび前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格したクラブを除く、当該シーズンの J1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 の上位から下位の順
2	前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格した J1 クラブ	前シーズンの J2 年間順位 の上位から下位の順

- ③ グループステージについては、各グループの上位 2 チームの合計 8 チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージの試合の組み合わせは、すべての出場チームが確定した後、ただちにチェアマンが決定する。なお、組み合わせの決定に際しては、以下の条件をできる限り考慮に入れるものとする
 - イ. グループステージ 1 位のチームと 2 位のチームが対戦するようにすること
 - ロ. グループステージの同一グループの対戦とならないようにすること
 - ハ. グループステージ 1 位のチームの 2 戦目がホームゲームとなるようにすること

- ⑤ プレーオフステージについては、前号の試合をホーム&アウェイ方式（計2試合）で行い、それぞれの勝者（計4チーム）がプライムステージに進出するものとする
- (4) プライムステージは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝を1試合で行う。なお、組み合わせについてはプレーオフ終了後に抽選を行い決定する。
- (5) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕

- (1) 2021年10月1日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。
- (2) Jクラブは、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよびプレーオフステージの試合に出場させてはならない。また、Jクラブは、プライムステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージの試合に出場させてはならない。なお、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージに出場させることは妨げない。

第5条〔グループステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第3号の順序により順位を決定する。
 - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数
 - ④ 勝点数が同一のチーム間で行った試合のアウェイゴール数上記第1号から第4号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第4号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第5号から第9号の順序により順位を決定する。
- ⑤ グループ内の全試合の得失点差
- ⑥ グループ内の全試合の得点数
- ⑦ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない

- い場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ)
- ⑧ グループ内の全試合の反則ポイント
 - ⑨ 抽選

第6条〔プレーオフステージおよびプライムステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) プレーオフステージは90分間（前後半各45分）の試合をホーム&アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- (2) プレーオフステージの第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。ただし、第2戦が規約第64条に定めるみなし開催となった場合においては、第3号に定める延長戦および第4号に定めるPKは実施しないものとする。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ④ PK
 - ⑤ 抽選
- (3) プライムステージのうち、準々決勝および準決勝については前2項の定めに従うものとする。
- (4) プライムステージのうち、決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK
- (5) 第2項第3号および前項第1号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる
 - ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- (6) 第2項第4号および第4項第2号のPKは、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① PKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
 - ② PKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第7条〔順位の設定および表彰〕

- (1) Jリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途理事会が定めるJリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第64条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。
 - ① 規約第64条第1号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）

両チームを優勝とする。賞金は、表彰規程第5条第1項第1号および第2号に定める賞金の合計を折半し、それぞれ100,000,000円とする。
 - ② 規約第64条第2号に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）

責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする。
 - ③ 規約第64条第3号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）

両チームを2位とする。賞金は表彰規程第5条第1項第2号の定めに従い、それぞれ50,000,000円とする。

第8条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に本大会のタイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地900mm×左右15,000mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地900mm×左右6,000mm
枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大16枚
- (3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止

になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合手当ては支払わない
 - ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第 63 条第 3 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員	V A R	A V A R
70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円	20,000 円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000 円

- ロ. 試合途中から、責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：20,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合

手当て：13,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：20,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第 11 条 [アクレディテーションカード (AD 証)]

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード (AD 証) およびホームクラブの発行する AD 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行する AD 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第12条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を本大会終了後、別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第13条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場するJクラブがそれぞれ負担する
- ② 決勝についてはJリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する

第14条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改正〕

2021年2月25日